

○高山市林業就業移住支援金交付要綱

令和3年4月1日

決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、人口減少社会においても地域が活力を保ち続けるために、市内への移住・定住の促進及び「将来の林業を支える人を呼び込む」ことを目指すため、岐阜県と共同して行う岐阜県林業就業移住支援事業において、県外から市内に移住する者のうち高山市東京圏からの移住支援金交付要綱（令和元年6月26日決裁）による移住支援金の支給対象に該当しない者が林業に就業した場合に、予算の範囲内において高山市林業就業移住支援金（以下「林業移住支援金」という。）を交付することとし、その交付に関しては、岐阜県林業就業移住支援事業実施要領（令和2年8月11日森第379号岐阜県林政部長通知）及び高山市補助金交付規則（昭和34年高山市規則第5号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民登録 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により本市の住民基本台帳に記録されていることをいう。
- (2) 移住 永住の意思をもって本市に転入し、本市内に5年を超えて継続して住民登録をされ、かつ、生活の本拠を本市に置くことをいう。
- (3) 複数世帯 世帯員が2人以上の世帯をいう。
- (4) 森のジョブステーションぎふ 公益社団法人岐阜県森林公社が運営する林業就業支援機関をいう。

(対象者)

第3条 林業移住支援金の支給対象者は、移住する予定のため住民登録した者で、次の第1号の要件を満たし、かつ、第2号の要件に該当し、複数世帯の申請をする場合にあっては第3号の要件を満たすものとする。

- (1) 移住等に関する要件 次に掲げるア、イ及びウの全てに該当すること。
 - ア 重複支給に関する要件 次に掲げる支援金等の支給対象者でないこと。
 - (ア) 高山市東京圏からの移住支援金交付要綱による移住支援金
 - (イ) その他移住する際に係る経費の一部又は全部について支給される国又は県の補助金等
 - イ 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - (ア) 林業移住支援金の申請時において、住民登録後1年以内であること。

(イ) 高山市に、林業移住支援金の申請日から5年を超えて、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人であること又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他岐阜県又は高山市が林業移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 就業先が、森のジョブステーションぎふにおいて求人登録されている林業事業体であること。

イ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

ウ アの求人への応募日が、森のジョブステーションぎふにおいて求人が掲載された日以降であること。

エ 林業移住支援金の申請日から3年を超えて、アに規定する林業事業体に継続して勤務する意思を有していること。

オ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 世帯に関する要件（複数世帯向けの金額を申請する場合のみ） 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において住民登録後1年以内であること。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(林業移住支援金の額)

第4条 林業移住支援金の額は、別表第1のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 林業移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高山市林業就業移住支援金交付申請書（別記様式第1号）に、別表第2に掲げる必要な提出書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、林業移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに高山市林業就業移住支援金交付決定通知書（別記様式第5号。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知する。

2 市長は、審査の結果、林業移住支援金の交付を不適当と認める場合は、高山市林業就業移住支援金不交付決定通知書（別記様式第6号）により申請者に通知する。

(交付請求等)

第7条 決定通知書を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）が林業移住支援金の交付を受けようとするときは、市長が定める日までに高山市林業就業移住支援金交付請求書（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 林業移住支援金の交付は、前項の規定による請求があった月の翌月の末日までに交付決定者の希望する金融機関の口座に振り込む方法により行うものとする。

(報告及び立入調査)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、林業移住支援金に関する報告をさせ、又は就業先への立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号に掲げる要件に該当すると認めるときは、林業移住支援金の交付の決定の全額を取り消すことができる。ただし、就業先の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(1) 虚偽の申請等をした場合

(2) 林業移住支援金の申請日から5年以内に高山市から転出した場合

(3) 林業移住支援金の申請日から3年以内に林業以外の職種に転職又は職を辞した場合

(4) 居住又は就業の実態がないことが明らかとなった場合

(5) 第3条に規定する支給要件に該当しないことが明らかとなった場合

(6) 前各号までに定めるもののほか、市長が特に林業移住支援金を交付するものとしてふさわしくないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により林業移住支援金の交付の決定の全額を取り消した場合において、既に林業移住支援金が交付されているときは、高山市林業就業移住支援金返還命令書（別記様式第8号）により林業移住支援金の全額の返還を命ずるものとする。

3 前項の規定により返還命令を受けた者は、命令を受けた日から2月以内に林業移住支援金の全額を返還しなければならない。

(重複交付の禁止)

第10条 この要綱の規定により林業移住支援金の交付を既に受けている者又は岐阜県内の他の市町村において同様の制度による支援金の交付を既に受けている者は、新たにこの要綱による林業移住支援金の交付を受けることはできない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、林業移住支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月28日決裁)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月27日決裁)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

申請者	補助金の額	備考
単身者	60万円	
複数世帯	100万円	第3条第3号の世帯要件に該当すること。

別表第2（第5条関係）

提出書類	備考
(1) 高山市林業就業移住支援金の交付申請に関する誓約書（別記様式第2号）	1 報告及び立入調査に関する誓約 2 補助金の返還に関する誓約
(2) 高山市林業就業移住支援金に係る個人情報の取扱同意書（別記様式第3号）	
(3) 申請者本人を確認する書類（運転免許証の写し、旅券の写し、個人番号カードの写し等）	官公庁が発行した氏名等が記載されている証明書等で本人の顔写真が貼付されたもの
(4) 転入を証明する書類（世帯全員の住民票）	世帯全員の住民登録地が確認できるもの
(5) 移住元での居住地、在住期間を確認できる申請者本人の住民票の除票	
(6) 移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類	
(7) 就業先の就業証明書（別記様式第4号）	
(8) 世帯員が2人以上で移住した場合は、世帯全員の住民票の除票	